平成 27 年度「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業 モデル地域の公募要領

環境省総合環境政策局環境計画課 平成 27 年 2 月

平成27年度「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業 モデル地域の公募要領

平成27年2月環境省総合環境政策局環境計画課

平成 27 年度「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業の実施に係る「モデル地域」について以下のとおり公募します。なお、この公募は、平成 27 年度予算の成立等を前提に行うものです。

1. 事業の目的

人口減少・超高齢社会といった我が国の抱える課題を踏まえつつ、温室効果ガスの 大幅削減、資源循環型社会の形成、自然資本の保全といった環境制約への対応及び海 外からのエネルギー・資源に頼らない力強い国・地域づくりの実現のためには、エネ ルギー・人・自然資本等の地域の未利用資源を活かして地域の活力を生み出す成功事 例を創出し、それを全国展開させていくことが必要です。

特に人口減、高齢化に悩む地域においては、エネルギー購入費の地域外への流出抑制やそうした資金を含む地域内経済循環の形成による地域活性化に当たり、エネルギーの在り方の見直し、自然資源を活用した新たな事業の創出、核となる地域への定住促進等が対策として有効であり、これらの取組は、そうした地域及び我が国が直面する人口減少克服・地方創生という構造的な課題に取り組むことにもつながります。

本事業は、①エネルギーを中心として、循環・自然共生にも効果を有する取組を通じた地域活性化の全国モデルとなる「低炭素・循環・自然共生」地域を創生し、実現するためのプラン(以下「モデル地域創生プラン」という。)を、20程度の地域において策定し、②それらをとりまとめて温室効果ガスの大幅削減を達成する日本の姿として示すとともに、③それを達成するために国として必要な今後5年間の効果的な支援策を導出するものです。このため、本事業でモデル地域創生プランを策定し、そのプランを実現していただくモデル地域(以下「モデル地域」という。)となる市区町村等を本公募により選定します。

2. 事業の内容

(1) 事業実施期間

1年程度(事業開始日~2月末頃を想定)

(2) 事業の内容

モデル地域となる市区町村等では、別途環境省が民間事業者に委託する平成 27 年度「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業委託業務において行われる調査・検討を活用して、行政計画又は行政計画の一部となるモデル地域創生プランの策定及び実現に取り組んでいただきます。

(3)調査・検討実施団体について

モデル地域は、モデル地域創生プランの策定に当たって必要な調査・検討を行う 団体(以下「調査・検討実施団体」という。)と連携して策定に取り組んでいただ きます。調査・検討実施団体は、以下に示す2通りのケースがあり、モデル地域の 希望によってどちらかを選択することができます。

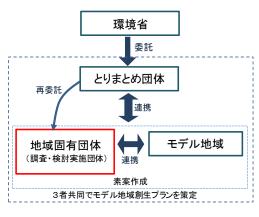
(ケースA) 地域固有団体が調査・検討実施団体となるケース

ケースAは、モデル地域に応募する市区町村等の推薦を考慮して、環境省が指定する民間団体等(コンサルティング会社等)(以下「地域固有団体」という。)が調査・検討実施団体となり、別途環境省が委託する平成27年度「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業委託業務の受託者となる民間事業者(以下「とりまとめ団体」という。)、モデル地域の3者共同でモデル地域創生プランを策定するケース。この場合、モデル地域と地域固有団体が共同で素案を作成し、この素案に基づき、とりまとめ団体を含めた3者でモデル地域創生プランを策定します。

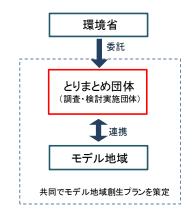
(ケースB) とりまとめ団体が調査・検討実施団体となるケース

ケースBは、とりまとめ団体が直接の調査・検討実施団体となり、モデル地域と 共同でモデル地域創生プランを策定するケース。この場合、地域で活動する団体や有 識者等を巻き込むことにより、事業終了後もモデル地域が継続してプランの実現に向 けた自律的な取組を推進していける体制を構築していただきます。

【ケースA】 地域固有団体が調査・検討実施団体となるケース



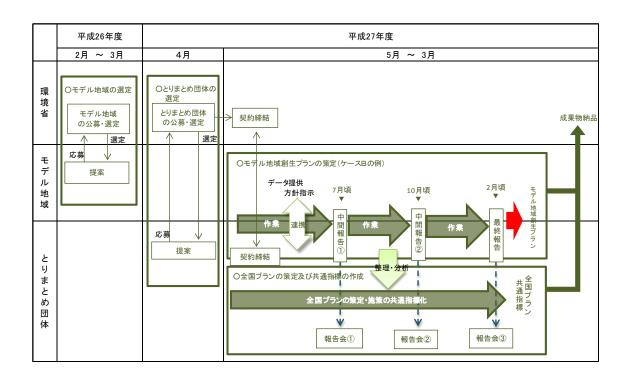
【ケースB】 とりまとめ団体が調査・検討実施団体となるケース



(4) モデル地域創生プランのイメージ

モデル地域創生プランでは、以下の①~③について提示されることを想定しています。

- ① 地域において、低炭素・循環・自然共生を統合的に達成し、まち・ひと・しご との創生を図っていくための具体的な地域の将来像が提示されること。
- ② 地域特有の様々な課題(人口減少や高齢化など)に対する解決策として、地域の未利用資源となっている、エネルギー・人・自然資本等を活かして、温室効果ガスの最大限の削減につながる施策が提示されること。
- ③ ①で提示された将来像の実現に向けて、今後5か年以内に取り組んでいく施策が複数提示され、当該施策の概要とこれまでの取組を踏まえた平成28年度以降の取組方針が施策毎に提示されること。
 - ※ なお、地域課題のうち各地域の地域経済の状況については、地域における検討に活用できるよう整備したものを環境省がとりまとめ団体に別途提供します。
- (5) モデル地域創生プランの策定スケジュール (予定) モデル地域創生プランの策定スケジュールは次に示すとおりです。



3. 応募主体等

(1) 応募主体

応募主体は、市区町村とします。市区町村の規模は問いません。また、複数の市区町村が連携した取組の提案も受け付けます。ただし、1市区町村の応募できる提案は1件とします(例えば他の市区町村と連携した提案と自らの単独提案を同時に提出することはできません)。

なお、今回は小規模な市区町村への支援に重点を置いているため、人口 20 万人 以上の市区町村については、単独及び連携(提案代表者の場合)による両提案とも、 最大 5 件程度までの選定を予定しています。

人口 20 万人未満の自治体が提案代表として応募するもの(人口 20 万人以上の 自治体を含めても可)については、選定件数の上限は設けていません。

(2)調査・検討実施団体の指定方法

2. (3) に示した調査・検討実施団体を、地域固有団体にするか(ケースA)、 とりまとめ団体にするか(ケースB)は、提案書提出時に決定した上で本公募に応募してください(原則、提案書提出後に変更することはできません。)。

ケースAの場合は、提案書において推薦する地域固有団体名を明らかにしてください。提案書提出後に提案書に記載した地域固有団体を変更することは原則できません。また、推薦する地域固有団体については、以下の①を満たし、かつ②又は③のいずれかを満たす者とします。

- ① モデル地域に応募する市区町村等の実情に詳しい、又は地域に根差した活動を行ってきたなどの実績があり、モデル地域に相応しいプランの素案を提案できる能力を有しており、事業終了後も継続してプランの実現に向けた取組を推進していくことができる者
- ② 平成 25・26・27 年度環境省競争参加資格 (全省庁統一資格) の「役務の提供等」の「調査・研究」において、応募書類等の提出日までに「A」、「B」、「C」 又は「D」の等級に格付されている者
- ③ モデル地域に応募する市区町村等の調達業務への入札参加資格を有している者

(3) 応募条件

モデル地域への応募は、以下の条件を全て満たしている必要があります。

- 3.(1)に示す応募主体に該当すること。
- ② 平成28年2月末までにモデル地域創生プランを策定するに当たり、とりまとめ団体と連携・協力し、必要な情報提供等の協力ができること。
- ③ 本事業で策定したモデル地域創生プランを行政計画として位置づける、又は 今後策定(改訂)する行政計画の一部として盛込むことを見込んでいること。

なお、行政計画への位置づけ等については平成27年度内でなくても構わない。

④ とりまとめ団体が開催するモデル地域創生プラン報告会(3回程度)への出席及び報告発表等ができること。また、事業終了後に環境省が行うフォローアップや情報提供依頼等に協力できること。

4. 審查方法等

提出された応募書類等を基に以下の審査を行い、モデル地域にふさわしいと考えられる地域を選定いたします(20地域程度)。詳細な審査方法等は以下のとおりです(審査は非公開)。

(1)審查方法

①基礎審査

環境省で応募書類の内容等が公募の基礎的要件を満たしているかどうか審査 します。例えば、応募書類の明らかな記入ミス(書式・対象事業・削減効果な ど)や書類不備がある場合は、本審査の対象とならない場合があります。

②本審查

環境省内に外部有識者による審査委員会を設置し、(2)に示す審査の観点を 踏まえた審査を行い、取組内容のモデル性や地域・都市規模等のバランスを勘 案しつつ選定地域を決定いたします。また、選定の付帯条件として、提案の内 容、実施体制等の変更等の条件を付す場合もあります。なお、選定結果につい ては、応募者名・応募概要等を環境省ホームページ等に掲載します(提出書類 のうち様式1(モデル地域創生プラン提案書)及び様式2(モデル地域創生プ ラン概要書)をそのまま掲載することもあり得ます。)。

(2) 審査の観点

審査における重要な観点は、提案内容が将来の地域像に言及しつつ、現実味のあるリーディング施策とそれを将来像のストーリーに拡げる筋道に合理性・ 実現可能性があり、定住促進、雇用創出、地域活性化の観点から他の地域との 交流が要素となっていることです。

また、低炭素を中心として、循環・自然共生等の他の環境分野の副次的効果 についても検討することが望ましいため、提案内容への記載は必須とはしませ んが、加点要素となり得ます。

なお、その他の審査に当たっての着目点は以下のとおりです。

➤ A: 提案内容【戦略性】

A-1: 目標 (意欲的であるか、地域の希望となるか)

A-2: 取組内容の適時性 (状況分析の適切さ)

A-3: 政策連携力(産業振興、福祉、教育、まちづくり、自然共生、資源循環)

A-4: 地域適合性(地域特性を活かしたアイディアの盛り込み)

A-5: 取組の持続可能性(域内(外)への波及、将来世代を含む人材育成)

A-6: 複数自治体による広域連携性(必須ではなく加点要素)

▶ B: 提案内容の実現可能性【実効性】

B-1: 首長のやる気、執行部のやる気 (コミットメント、庁内推進体制)

B-2: 地域固有団体の地域密着度(とりまとめ団体との共同実施を希望する場合、本項目については審査しないが、B-3をより重視。)

B-3: 地元住民、地元企業、大学、NPO 等の幅広い者の巻き込み

B-4: 過去の取組実績、事業の具体性、効果発現の蓋然性

※ 過去の取組実績に関連し、環境モデル都市・環境未来都市は内閣官房におけるフォローアップの結果を参考添付することも可。

C: モデル適格【展開性】

C-1: アイディア・プラン・事業内容等の全国展開可能性

C-2: 地域・都市規模等のバランス

5. 応募方法

(1) 応募書類等

応募に当たり、以下の応募書類等を必要部数、提出してください。提出された応募書類等は返却できません。また、応募書類等に含まれる個人情報等は本事業以外の目的で使用することはありません。

応募書類の作成に当たっては、必ず当省HPから電子ファイルをダウンロードし、 以下の様式に従って作成してください。

<応募書類等>

- ① 書類(必要部数:各、正本1部·副本10部)
- 3. (2) で示す調査・検討実施団体の指定方法により提出書類が異なります。 以下のとおり書類を提出してください。
- 3. (2) でケースAを選択した場合の提出書類
 - ▶ 【様式1】モデル地域創生プラン提案書
 - ▶ 【様式1(別紙1)】経費内訳書
 - ▶ 【様式2】モデル地域創生プラン概要書
 - ▶ 参考資料(必要な場合のみ)
 - ▶ 様式1 0-4. に記入した地域固有団体が、3. (2)②又は③のいずれかの資格を有していることを証明できる書類(入札参加資格通知書の写し等)
 - ▶ 様式1 0-4.に記入した地域固有団体に係る以下の書類を提出すること。

- 法人の定款
- 法人の概要が分かる説明資料
- 過去2年程度の事業報告、決算報告(応募書類提出時に、法人の設立 から1会計年度を経過していない場合には、事業を行う年度の事業計 画(案)及び収支予算(案)、法人の設立から1会計年度を経過し、 かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関す る事業報告及び決算報告)
- 3. (2) でケースBを選択した場合の提出書類
 - ▶ 【様式1】モデル地域創生プラン提案書
 - ▶ 【様式2】モデル地域創生プラン概要書
 - ▶ 参考資料(必要な場合のみ)
- ② 電子データ(必要部数:1部)

①の電子データを保存した電子媒体 (CD-R)

※ パンフレット等の参考資料データは不要。

<留意事項>

- ・ 電子媒体に保存するデータは、拡張子が、.doc、.docx、.ppt、.pptx、.xls、.xlsx 又は.pdf のいずれかの形式の文書ファイルで作成すること。電子データのファイ ル名は、「提出日_市町村名_書類名」とすること。
- ・ 電子媒体には「提出日_市区町村名_タイトル」を記載すること。(例 150320 ○○市 モデル地域創生プラン提案書)

(2) 応募書類の受付期間

平成 27年2月26日(木)~平成27年3月19日(木)15:00まで

(3) 提出方法

応募書類等は、上記の受付期間中に、持参または郵送で環境省へ提出してください。電子メールによる応募は受付できません。

郵送の場合は、特定記録郵便など配達記録の残る方法とし、受付期間の終了日時を必着としてください。到着が遅延した場合、当省に起因しない事由のときは応募を受付できません。

また、応募書類の封書には、宛名面に「市区町村名」及び「モデル地域提案書類在中」と朱書きで明記してください。

(4) 提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 25 階 環境省総合環境政策局環境計画課 酒本、船越

(5) 問い合わせ先

環境省総合環境政策局環境計画課

酒本、船越 TEL: 03-3581-3351 (内線 6289・6257)